



HSMニュース

管理船舶を新たに受託致しました！

この度、新たに14,000DWTの一般貨物船の船舶管理を受託致しました！船主様は、台湾のオーナーオペレーターで、今回中古船として本船を購入され、それに合わせて弊社へ管理のご依頼を頂きました。本年の1月にも同様に管理を依頼頂いており、今回で2隻目となります。

本船の引き渡しは、2022年5月10日に大阪港にて実施し、合わせて船籍及び船名も変更しました。

船籍変更・船名変更の作業及び検査もあり現場ではかなりバタバタとしましたが、売主様のご協力並びに関係者や本船乗組員の迅速な対応のお陰で何とか無事に全ての手続き・作業を完了し、大きなトラブルも無く予定通りの日時に出港する事が出来ました。

船齢が15歳と古いという事もあり、色々と今後の課題はありますが、船主様も長く所有・使用する意向でもありますので、長い目で見てしっかりと適切な対応をしていき、大事な資産である本船の価値を高めていける様努めて参りたいと思います。



船 籍： PANAMA
船 種： General Cargo Vessel
載貨重量： 14,387t

ワクチン接種に行ってみた！

皆さまの中でも既に3回目のワクチンを接種した方も多くいるかと思えます。

また、ワクチン接種については様々な考えもあり、受けない方も多くいるかと思えますが、当社の様に仕事上、船舶や海外にも行く必要があり、様々な制約がある中業務を遂行しないといけない為、ワクチン接種は必須であり、今回小職も接種して参りました。3回目の場合は、副反応も強く出ることが多いとのことで、小心者の小職としては、とてもビクビクしながらの接種となりました。

接種自体は1、2回目同様に一瞬で終わり、その後の副反応にビクビクしながら過ごしておりましたが、特に変わった様子もなく、時間が経つにつれ段々と副反応を期待している自分が出てまいりました。

だのになぜ、全く変わった症状は無く、時間だけが過ぎていく中、渡された注意事項を読んでいると、接種当日は、過度な運動や過剰な飲酒は控える様な記述が目に入り、逆に段々とうずうずとしてきました。

最近はずっと時間が取れず運動が出来ていなかった事から、久しぶりにスポーツジムに行き、注射した患部の痛みを多少気にしながらも、通常以上の激しいトレーニングを行い、いい汗を流した後のキンキンのビールを味わい、行き足のついた私はついつい過剰にアルコールを摂取してしまいました。※注：当人は特別な訓練を受けております。

幸い、その後も全く変わった症状は出ず、いつも以上に気持ちよくお酒を楽しみました。

私は、たまたま全く副反応も出ませんでした。が、皆さまはもしワクチン接種をする場合は、決して私の様な事はせず、注意事項を良く読んで必ず順守して安静にする様お願い致します。



自称 会社役員 容疑者 Y.Y

ワクチン接種後に過度な飲酒をした疑い



世の中には多くの「名言」と言われるものがあり、私も様々な名言に感銘を受けてまいりました。そこで、私が感銘を受けた「名言」を不定期ではありますが(気が向いた時に)、紹介していきたいと思います。今回は、私の尊敬する名言の宝庫である経営の神様「松下幸之助」の言葉を紹介したいと思います。

「人と比較をして劣っているといっても、決して恥ずることではない。

けれども、去年の自分と今年の自分とを比較して、もしも今年が劣っているとしたら、それこそ恥ずべきことである。」

他人と比べる競争心も上手く使えば、自分を高めることに有意義だとは思いますが。

もちろんライバルがいるからこそ奮起できる場所も大きいと思います。しかし、一番の敵は自分自身。

自分に厳しくいることは難しいうえに、年をとると要領を覚えきて、小ずるく手を抜いたり、楽をしたりしがちです。

去年の自分より1ミリでも成長することができているか？ 過去最高の自分を更新し続けているか？

過去の自分に恥じないように日々、丁寧に仕事をすること、鍛錬を惜しまないことを忘れずにいたいものです。



ピックアップ！

ここでは、私共が目にして気になった記事やニュース等を紹介させていただきます。海運に関する事や海運に関係なくても興味がわく様な内容の物を色々紹介していきたいと思ひます！

今回も、私が非常に共感出来る記事が目にとまったので“ピックアップ”してみました！

毎度の事ですが、今回の内容も私自身ハッ!と思う事もあり、やってるつもりが出来ていない、という事を改めて痛感させられる様な事もあり、少々耳の痛い内容となっております。皆様はどの様に感じるでしょうか???

やるやる詐欺になってませんか？

■ やらなかつたときのことを考える。

これまで様々な業界の経営者、営業マン、管理職の方々へアドバイスやサポートなどをさせてもらってきた中で、「忙しくて中々言われたことに着手できないんですよ。」とか、「部下には指示を出したんですが、まだ報告がなくて。」とか、「早くやろうと思っはいるんですけど、なかなか・・・」などと、

とにかく「できない」ではなく、「やらない」ことに対する言い訳をする人達も結構いました。

特に、業績が悪化してきたという事で、営業やマーケティングについてアドバイスを求めてこられ、アドバイスやご提案をするものの、「なるほど。そのように取り組んだらいいですね。早速、やります。」と、その時は威勢よく宣言下さるのですが、時間が経ち、確認してみると先述したような言葉が口をつく始末。

まさに、やるやると言っておきながら何もやらない。

「やるやる詐欺」状態

現状を改善していくためにやるべきことが明確になったうえで、本人も取り組むと宣言していたのに、全然行動が伴いません。

なぜこのようなことになってしまうのか？

経験則からいくと・・・単純に行動力がないだけ、といことではなく、

「やらないことがいかに勿体無いことか？」

「やるよりやらないことの方がリスクがでかい。」

ということが、分かっていないのです。

成功の反対は？ と聞けば、失敗ではなく、「なにもやらないこと」と云われますが、まさにその通り。

「なにもやらない」

これが最も大きなリスクでありデメリットでもあります。

たとえば、営業力を高めようということになり、社内で賞レース的なイベントを開催することになったとします。

しかし、そのイベントを取り仕切るのが面倒だとか、イベントを盛り上げる為に準備することが出てきて、時間がなかなか取れないとか、なにかにつけて言い訳をし、企画自体が尻つぼみになっていきます。

でも、もともとこれまでは、そんなイベントをしたことがなかったので、やらなかつたとしても別に問題などありません。

別にそのイベントをやらないからといって、収支的には現状維持、むしろ、経費がかからなくて済むと考えます。

しかしながら、行動力がある人というのは、

「やろうと決めたことをやらなかったことがデメリットになる。」

「やろうとしていることをやらないことの方がリスクが大きい。」

ということがよく分かっています。とりあえず、決めたことは結果はどうあれやってみる。

たとえ失敗してもそこで得られるものがたくさんあることを知っているのです。

なにもやらないという事は、現状維持のように見えて、実際は、本来得られたはずの経験や取り組んだ事によって得られたはずの知識やデータなどを得る事が出来ない、よって、それらを今後の糧に出来ない、というマイナスでありデメリットなのです。ですから、行動力がある人と云うのは、自分で行動しようと決めたら、それをやらなかった事に対するマイナス面や後悔を考え、やってみるのです。

自分は行動力がないな～と思ったら、「なぜやらないのか？」ではなく、それを行動に移さなかったとき、

「それは自分にとってどれだけマイナスになるか？」

「自分の成長を妨げることになっていないか？」

ということを考えてみると良いでしょう。

スタッフに行動力がないな～と感じたら、

「なぜやらないのか？」と詰めるのではなく、

「やらなかったら自分にとってどれほどマイナスか？」

ということを考えてもらうと良いでしょう。

そうすることで、行動力だけでなく適切な判断力というも養われていくはずです。

やるやると言って、何もやらない、そんな風にはならないように。

■ 今日のまとめ

『やらないことは、リスクでありデメリット。』

ということで、今回の記事はいかがでしたでしょうか？

何かにつけて腰が重い、という人も多いと思います。それは悪いことだけではなくむしろ慎重派で良い面もあります。

ですが、蘊蓄や机上の話だけで腰を上げないというのは建設的ではありません。

「やってみる」を前提に考え、やる為の方法や案を前向きに考える事が大事だと思います。

結果として、「それでもやらない。」という事もあると思いますが、その為の話し合いは非常に建設的なものであると思います。

基本的に人間は楽な方へ逃げがちです。

ましてや現状がそれなりに良い状況・落ち着いた状況であれば尚更、無理してキツイ方へはいかないでしょう。

居心地の良いところでのんびりしてしまうものですよ。

しかし、それが後々響いてきます。いざ事情が変わって大変な状況になったときに何も準備出来ていない、何も対応できない、という事になってしまいます。その様な状況になってからでは遅いのです。

良い状況の時に如何に自分を追い込んで、いざという時の為にキツイ事が出来るか、準備が出来るかが大事だと思います。

私はそもそも意思が弱いので無理やりでも追い込まないと逃げてしまいがちで、意識して常にあえて自分をキツイ方キツイ方へ追い込む様に心掛けています。しかしまあ、実際は中々思う様にいかないもんですね～。

元来怠け者で流されやすい性格な上、年を取って勢いも無くなり少し弱気になってるところもある様で...

さあ、本当は好きな格闘技でも見ながら酒でも飲んでいたいところだけど、ちょっと我慢して追い込むぞ～

皆さまも「やるやる詐欺」には、気をつけなはれや！

海運基礎知識 「船舶保険について」

今回は、「船舶保険」について触れてみたいと思います。

船舶保険は、船舶を所有・運航する上で、必ず必要なものであり、運航管理上も大変重要なものであります。

船舶に関わる保険としては、船体や機関など主に船舶自体の損害及びそれに伴い発生する損害・損失を補償する「船舶保険」と貨物や船員、油流出や岸壁接触など第三者への損害賠償責任について補償する「P&I保険」とがありますが、今回は「船舶保険」についての概要をご説明したいと思います。

1. 船舶保険の役割

船舶が海難事故に遭遇した際に、その船舶の船主が被る損害には色々なものがあります。

沈没による全損、座礁や火災などによる船舶自体の損傷、船舶の全損や損傷の結果生ずる用船料収入の喪失、あるいは他船と衝突した結果生ずる相手船及びその積荷に対する損害賠償など、その結果いかんでは事業自体の存続にも多大の影響をあたえかねません。

損害の度合いにもよりますが、大変高額な損害となる事も少なくありませんので、この様な不測の海難事故による船主の損害を、保険会社に肩代わりして支払って頂くのが船舶保険の大きな役割です。

2. 船舶保険で補償される損害の範囲

船舶保険で支払われる損害の範囲については、契約者（船主）と保険会社との間で取り決め、その取り決め内容は色々な約款として保険証券に記載されます。

これらの約款のうち、基本的なてん補の範囲を定めたものに第1種から第6種までの6種類の特別約款があり、通常一般的には、全損・損害防止費用・共同海損分担額・修繕費I（沈没・座礁・火災・衝突）・修繕費II（荒天・機器の事故 他）・衝突損害賠償金の6種類の損害全てがてん補される第6種条件が最も利用されていると思われれます。

3. 補償される損害の内容

(1) 全損

船舶が全損になったときは、保険金額の全額が支払われる事になりますが、全損には、現実全損と推定全損があります。

現実全損とは、船舶が深海に沈没して技術的に救助が不可能となった場合、もしくは船舶が大破して船舶の形を有しなくなった、または、形はとどめていても技術的に復旧の見込みが無くなった場合を指します。

一方、推定全損は、船舶が一定期間行方不明となった場合、もしくは船舶が技術的には救助できるが、救助しても救助費や修繕費などの見積額が保険価額を超過する様な場合をいいます。

(2) 損害防止費用

事故が発生した場合に支出する、損害を防止軽減する為に必要な費用のことをいい、第3社への損害賠償請求権の行使や保全の為に費用や第3者からの賠償請求に対する応訴、仲裁に必要な費用、も含まれます。

(3) 共同海損分担額

船体・積荷および運賃などを、共同の海上危険から救う為に支出された費用や犠牲となった損害を共同海損費用および共同海損犠牲損害といい、これらを、無事に救助された船体・積荷・燃料および運賃などの価額に応じて公平に分担しようとする制度を共同海損といい、その共同海損分担額が支払われます。

(4) 修繕費

海難によって船舶が被った損傷を復旧する為に要した費用について、修繕費として支払われます。

修繕費の範囲は、第5種条件と第6種条件とでその範囲が異なり、第5種では、沈没・座礁・座洲・火災及び水を除く他物との衝突によって生じた損害の修繕費のみであり、第6種においては、第5種の修繕費に加え、荒天や機器の事故、爆破によるものなど、幅広くてん補されます。

(5) 衝突損害賠償金

船舶が他の船舶と衝突し、相手船や相手船の積荷などの船上の財物に損害を与えた結果、その損害に対しての損害賠償責任を負った場合に、その賠償金が対象となります。

4. その他の船舶保険

(1) 船舶戦争保険

普通の船舶保険では、戦争・水雷などの爆発物との接触・襲撃・拿捕・暴動などの危険は補償されないため、これらの危険については別途、戦争保険を契約します。

(2) 船舶不稼働損失保険

船舶が海難に遭遇したことにより稼働不能となった場合の不稼働期間中の用船料などの経済的損失が補償されます。

これについても、普通の船舶保険では補償されませんので、別途契約する事になります。

(3) 船舶不稼働損失戦争保険

通常の船舶不稼働損失保険では、戦争危険によって被る損害は補償されないため、別途、船舶不稼働損失戦争保険の契約が必要となります。

(4) 船舶運航障害保険 (TDI)

本船の行方不明や麻薬・銃器・密航者の嫌疑による差止め、PSCによる拘留等通常の不稼働損失保険では補償されない船体に物理的損傷を伴わない事由によるオフハイヤー損害を総合的に補償する保険です。

5. まとめ

海上を航行する船舶は、たえず沈没や火災あるいは衝突などの海上における危険にさらされております。

日々、船舶の構造や設備、技術の発達が進んでいってはおりますが、このような海上危険から完全に逃れることはできません。しかも、これらの海上危険は陸上の危険に比べその発生度が高く、その損害額も巨額なものになる事が少なくありません。

この様な事からも、船舶保険は、船主の財産の保全・企業経営の安定、の為に大変重要な役割を担っておりますので、管理会社としてもその内容を良く理解し、万が一の際には迅速で適切な対応をする事が求められます。

以上

